

エコアクション21 説明会を開催します

「エコアクション21」は、ISO 14001と比較して、審査や維持にかかる費用が安く、容易に取り組める環境マネジメントシステムです。この認証取得に市内事業所の皆さんが取り組んでいただけるよう、説明会を開催します。



▼対象Ⅱ市内に事業所がある中小企業
▼日時Ⅱ6月12日（火）午後2時～

▼場所Ⅱサンテパルクたはら研修室
▼内容Ⅱ①エコアクション21の特徴と仕組みについて②認証と登録方法について③田原市内の登録第1号事業所による講話 ▼定員Ⅱ30名（先着順） ▼参加費Ⅱ無料 ▼申し込みⅡエコエネ推進課にある申込用紙（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、FAXまたはEメール・郵送にて
▼エコエネ推進課

〒441-3492 住所不詳

☎23局7401 FAX23局0180

✉ekoene@city.tahara.aichi.jp

🌐http://www.city.tahara.aichi.jp/

大規模な開発行為は 事前協議が必要です

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行う場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

◆開発行為とは

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、そのほか土地の区画形質の変更を指します。

◆面積要件は

・対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。

・1万㎡以上の場合は、「愛知県土地開発行為に係る指導要綱」の対象となります。

※詳しくはお問い合わせください。

▼街づくり推進課

☎23局3523 FAX22局3811

大規模な土地取引は 届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前ま

たは契約後に届出をしなければなりません。

◆契約前に必要な届出

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づくもので、公有地の先取得を目的とした届出です。

▼対象Ⅱ市街化区域内に属する5000㎡以上の土地の取引 ▼届出する人Ⅱ土地を譲り渡そうとする人 ▼届出時期Ⅱ土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

◆契約後に必要な届出

「国土利用計画法」に基づくもの

で、地価の高騰などを抑え、土地の適正かつ合理的な利用の促進を目的とした届出です。

▼対象Ⅱ市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地の取引 ▼届出する人Ⅱ土地を譲り受けた人 ▼届出時期Ⅱ土地売買契約後2週間以内

※どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。詳しくはお問い合わせください。

▼街づくり推進課

☎23局3523 FAX22局3811

田原を美しくする 推進デー

●6月3日（日）／雨天決行

※地区によっては、実施日が異なる場合があります。時間・集場所などは、各地区でご確認ください。

道路や公園など公共的な場所に捨てられているごみを拾い、清潔で魅力ある地域の創造を目指します。「きれいな街は、みんなの手で!!」を合言葉に、皆さんぜひご参加ください。

拾い方

6分別で拾ってください。

- ・アルミ缶＝白袋
- ・スチール缶＝青袋
- ・ビン＝白袋
- ・ペットボトル＝青袋
- ・もやせるごみ＝市指定袋
- ・もやせないごみ＝市指定袋



▶田原を美しくする会事務局（清掃管理課内）

☎23局3538